老後の不安に生かそう国民年金

—いまが加入チャンスの特例制度—

未納があった保険料 納めて老齢年金を 「特別納付制度」は有効に

国民年金は、保険料を納めないで二年を過ぎてしまうと「時効」といって、その後納めたくても納められなくなり納付期間の不足で将来年金を受けることができなくなります。

そこでこれらの人たちのため、一定期間内に特別に保険料を納めることによって、老齢年金をうけられる制度が設けられています。これを「特例納付制度」といっています

この期間は——

今年の一月から来年の十二月までの二年間です。

保険料額は——

一か月九百円です。

また、さかのぼって納められるのは、昭和三十六年四月分からです。

それに現在厚生年金保険に加入しているかたが、以前国民年金に加入した期間があって、保険料が未納のままの人も、このたびの特例納付によって納めることができるものです。

では、ここでちょっと左の表を見てください。老齢年金を受けるための資格期間を表であらわしたものです。例を上げて説明してみましょう。

たとえば、大正七年四月二日から大正八年四月一日までに生まれた人の場合では——

○被保険者期間……十七年間

○年金受給に必要な最低の資格期間……十三年間ですね。保険料納付期間が満六十歳までですから、この人は四十年の誕生月まで、さかのぼって保険料を納めなければならないことになります。

また、この表で見られるとおり、被保険者期間について全部保険料を納付した人の年金額は、満額もらえることになりますが、年金資格に必要な資格期間だけ保険料を納めた人の年金額は、同じ生まれの人であっても、年金額に相当の差が生じることもやむを得ないことです。

このほか、高齢任意加入者として表の一番上段に該当する人（明治三十九年四月二日から明治四十四年四月二日に生まれた人）には、次に説明してある「五年年金」があります。この五年年金に加入すると、加入時期がさかのぼって認められます。次を見てください。

老齢年金をうけるための資格期間と年金の種別

種別	生年月日	被保険者期間	年金に必要な資格期間	年金受給の保険料最低納付期間	年金の種別
高齢任意加入者	明39.4.2 ～ 44.4.1	10年	10年	昭和36年4月分から	10年年金
強制被保険者	明44.4.2 ～ 45.4.1	10	10	36年度の誕生月（1日生れは前月）	期間短縮による年金
	45.4.2 ～大2.4.1	11	10	37	
	大 2.4.2 ～ 3.4.1	12	10	38	
	3.4.2 ～ 4.4.1	13	10	39	
	4.4.2 ～ 5.4.1	14	10	40	
	5.4.2 ～ 6.4.1	15	11	40	
	6.4.2 ～ 7.4.1	16	12	40	
	7.4.2 ～ 8.4.1	17	13	40	
	8.4.2 ～ 9.4.1	18	14	40	
	9.4.2 ～ 10.4.1	19	15	40	
	10.4.2 ～ 11.4.1	20	16	40	
	11.4.2 ～ 12.4.1	21	17	40	
	12.4.2 ～ 13.4.1	22	18	40	
	13.4.2 ～ 14.4.1	23	19	40	
	14.4.2 ～ 15.4.1	24	20	40	
	15.4.2 ～昭2.4.1	25	21	40	
	昭2.4.2 ～ 3.4.1	26	22	40	
	3.4.2 ～ 4.4.1	27	23	40	
	4.4.2 ～ 5.4.1	28	24	40	
	5.4.2 ～ 6.4.1	29	25	40	拠出本来の年金
	6.4.2 ～ 7.4.1	30	25	41	
	7.4.2 ～ 8.4.1	31	25	42	
	8.4.2 ～ 9.4.1	32	25	43	
	9.4.2 ～ 10.4.1	33	25	44	
	10.4.2 ～ 11.4.1	34	25	45	
	11.4.2 ～ 12.4.1	35	25	46	
	12.4.2 ～ 13.4.1	36	25	47	

年金移動相談所開設

国民年金と厚生年金の移動相談所が、次のとおり開設されます。お気軽にお出かけください。

●とき…三月二十日（水）
三月二十一日（木）
午前九時から午後四時まで

●ところ…記念公会堂

ボリュームある肉料理専門店
とんかつ すき焼 箱岩
新津市本町3 TEL(2)4516

スーツでジャンプ!!
Let's Start Freshman!
男の服 いつだ
新津市本町2丁目 20648

五年掛けて年九万六千円 お年寄りのための 五年年金です

加入申出期限は今月末

お年寄りのために「五年年金」が再開されています。

この制度は、五年という短かい期間だけ保険料を納めて九万六千円の年金が受けられるという大変有利な、しかも充実した制度です。

現在では、この年金への加入申し出者が、すでに二百七十名にも達しました。

加入できる人は、いますぐご加入ください。

●加入できる人…明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人。ただし他の公的年金制度に加入している人や、退職年金を受けている人または、年金を受けることができる人は加入できません。

●加入申し出期限…三月三十一日まで（手続きは、市民課年金窓口へ印かんを持参してご相談ください。）

●保険料…一か月九百円

●納入期間…加入されるかたは、お年寄りであるため、昭和四十五年六月に加入した取り扱いとなります。したがってこの間の保険料も含めて来年の六月まで納めると、七月から年金が支給されます。

●年金額…一か月八千円（年額九万六千円）

老齢特別給付金 〝谷間の人に近く支給〟

市では、ことしから老齢特別給付金をもらえる該当者に昨年の十一月通知しましたが近くこのかたたちに年金証書を交付することになりました。

これらのかたたちは、国民年金に加入することができない人で、しかも満七十歳になるまで老齢福祉年金の恩恵も受けることのできないでいる人、いわゆる「谷間の人」たちです。

支給される額は、月額四千円で、五月七日から支給がはじまります。

この支給を受けられるかたは、現在五百三十名ほどおりますが、ご自分でも対象者と思われるかたがおりましたら早めに市民課年金係あてお申し出ください。

●特別給付金を受けられる人

○…明治三十七年一月二日から明治三十九年四月一日までに生まれた人

○…期間今年の一月分から満七十歳になるまでの期間（七十歳になると老齢福祉年金が支給されます）

なお、この給付金には、一定額以上の所得がある人、他の年金をうけている人の場合支給が制限されます。

年金保険料のかけ忘れは？ 早めに納入を

国民年金保険料一・二・三月分の納入期限は、三月末日です。

忘れないで、今から準備をしておきましょう。

市長雑感 (44)

リーダーシップの欠如

経済を優先させるあまり、「人間性の回復」を基調とした政策が、立ち遅れていることがきびしく指摘され、政治のリーダーシップが著しく欠如している。わが国の行政のあり方が外からも問題にされ、批判を浴びている昨今である。

私ども地方自治体を預かる者としても、当然この責務の一端を負うことはやぶさかではないが……ご承知のとおり三割自治などといわれ、行財政上きわめてきびしい中央政府の制約を受けるなかで、あえてきめこまかな先どり行政を住民の要望に添って進めようとすると、かなり苦しい立場におかれることは事実である。周囲をとりまく情勢がこんとんとしている中では、一層こうした要素も大きい。

加えて総需要抑制ということで、公共事業全般にわたってかなりしめつけが強くなっている。しかしこうした情勢であればあるほど、自治体なりの創意工夫が必要であり、総枠の中で、市民生活に直結した事業を最優先に、予算の効率的運用を図らねばならないものと考えている。

新年度予算編成に当たっては、今まで以上にこれらのことに注意がはらわれなければならないと心している。

インフレ・物価狂乱、大企業のヤミ・カルテル問題が、今国会で最大の焦点ともなっているが、国がこれらをどうおさえ、さばこうとするのか大いに注目しなければならない。

地方自治体の首長として声を大にして申したいが、今こそ国が正しい政治のリーダーシップをとらねばならない時であり、国民の声を基調とした、真の政治のカジトリを考えなければなるまい。

国民も生活破壊がこれ以上続けられることに我まんはできないはず。

志田保

マルケン 建設業者登録店 法定防火工事登録店・一級職業訓練指導員
建 鈴木表具店
新津市本町3丁目こせん橋下（神社側）
TEL (02502) 2—1986
開店二十五周年記念に付き四十九年度中粗品進呈致して居ります。店主